

福祉医療の窓口利用(現物給付)が可能になりました

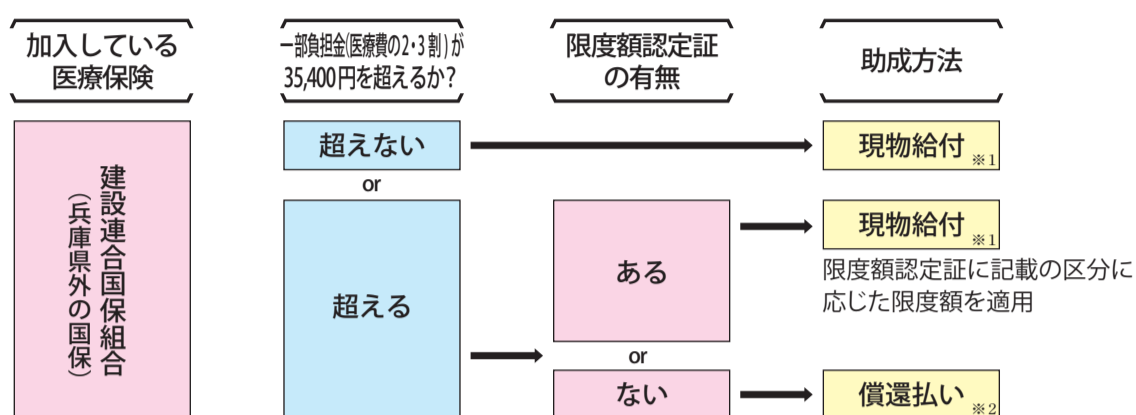
7月1日診療分より、兵庫県内で実施している福祉医療(乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、高齢期移行助成事業等)について、医療機関の窓口での適用ができるようになりました。

ただし、69歳以下の方で、一部負担金(医療費の2・3割)が35,400円を超える場合は、限度額適用認定証の提示が必要ですので、当組合までお問い合わせください。

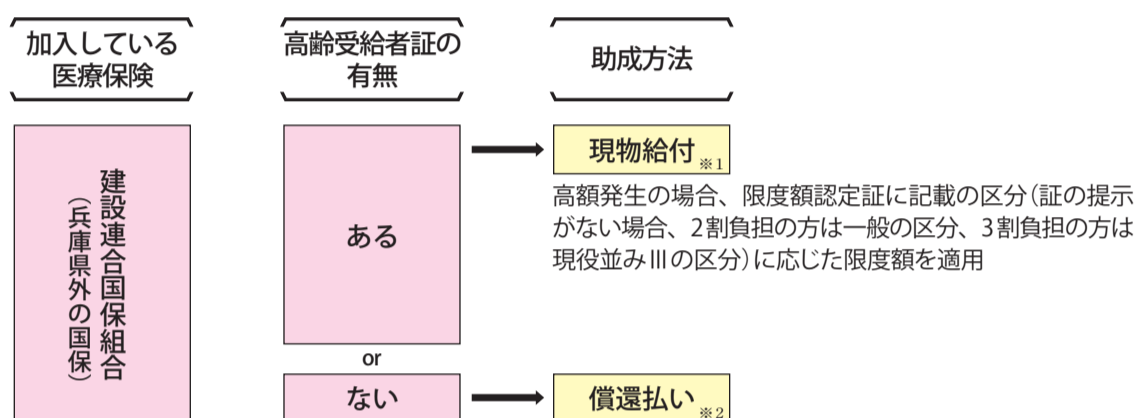
《以下のフローチャート及び裏面は、兵庫県福祉医療の医療機関窓口での支払い方法の変更について、医療機関へ通知された事務連絡より抜粋いたしました。》

福祉医療費助成事業の助成方法に係るフローチャート

●受給者の年齢が69歳以下の方(乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業等)



●受給者の年齢が70歳以上75歳以下の方(高齢期移行助成事業等)



※1「現物給付」とは、健康保険制度の様に、福祉医療証を医療機関に提示すれば、直接福祉サービスが受けられる方法。
 ※2「償還払い」とは、福祉医療についての費用を一旦医療機関の窓口で支払い、その後請求して費用を還付してもらう方法。

建設連合国民健康保険組合 兵庫県支部

TEL.078-643-6461 FAX.078-643-6470

裏面参照

保険医療機関等 各位

事務連絡
令和元年5月31日

兵庫県健康福祉部社会福祉局国保医療課

福祉医療費助成事業の現物助成拡大に伴う対応について(依頼)

本県の福祉行政については、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県で実施している福祉医療(高齢期移行助成事業、重度障害者医療費助成事業、乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業及び母子家庭等医療費給付事業)においては、従来、一部の受給者の方に対しては受給者証を交付せず償還払いにより医療費助成を行ってまいりました。

このたび、被用者保険分に係る審査支払事務を支払基金に委託することに伴い、受給者の方の利便性向上のため下記のとおり取扱うこととしておりますので、各医療機関等におかれましては、窓口受付業務、患者負担額の徴収等についてご協力をお願いいたします。

なお、兵庫県医師会・歯科医師会・薬剤師会等へは平成31年2月20日付け国医第2232号により通知していることを申し添えます。

記

1 現物助成の拡大対象者

- 70歳以上75歳未満の高齢受給者(後期高齢者医療の被保険者を除く。)
- 本県の福祉医療の受給者で県外国保(兵庫県以外の都道府県に本部を有する国民健康保険組合をいう。)に加入している者
 ※現物助成の対象者及び医療機関等の窓口でご確認いただく証の詳細は裏面のとおり。

2 実施時期

令和元年7月1日から
(福祉医療の受給者証一斉更新に合わせ、対象者に受給者証を交付予定。)

3 窓口における対応

- 70歳以上75歳未満の高齢受給者
 - 窓口において「高齢受給者証」の提示を求め、提示があった場合にのみ福祉医療受給者証に記載の一部負担額を徴収していただきますようお願いいたします。
 - 高齢受給者証の提示がない場合は、医療保険の一部負担金(医療費の3割)を徴収して下さい。
- 県外国保に加入している受給者
 - 69歳以下の方
 - ア 医療保険の一部負担金(医療費の2割～3割)が所得区分オの限度額(35,400円)を超える場合
 - 窓口において「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」等 所得の判別に必要な証(以下、「限度額適用認定証」等)という。)の提示を求め、提示があった場合にのみ受給者証に記載の一部負担額を徴収していただきますようお願いいたします。
 - 「限度額適用認定証」等の提示がない場合は、医療保険の一部負担金を徴収して下さい。
 - イ 医療保険の一部負担金が所得区分オの限度額を超えない場合
 - 同一月の医療費が高額とならない場合は、「限度額適用認定証」等の提示がない場合でも福祉医療の現物給付の対象としますので、受給者証に記載の一部負担額を徴収し、福祉医療費助成分については、公費併用レセプトによる請求を行ってください。
 - 70歳以上75歳未満の高齢受給者
 - 上記(1)に記載のとおり、「高齢受給者証」の提示があった場合にのみ福祉医療受給者証に記載の一部負担額の徴収をお願いいたします。
 - ア 高額療養費が発生する場合
 - 窓口において「限度額適用認定証」等の提示を求めてください。(ただし、2割負担の方のうち「一般」区分の方、3割負担の方のうち「現役並みⅢ」の方に対しては証の発行はありません。)
 - イ 高額療養費が発生しない場合
 - 上記①イと同一の扱いとします。

【お問い合わせ先】 兵庫県健康福祉部社会福祉局
国保医療課医療福祉班 TEL.078-362-3208